

## 徳島県規則第四十八号

徳島県経営戦略関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県経営戦略関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県経営戦略関係手数料条例施行規則（平成十二年徳島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県企画総務関係手数料条例施行規則

第一条中「徳島県経営戦略関係手数料条例」を「徳島県企画総務関係手数料条例」に改める。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（用語）

**第二条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。  
本則に次の一条を加える。

（手数料の納付の時期及び方法）

**第四条** 条例別表第一の四の項から六の項までに掲げる事務に係る手数料は、それぞれ少額領収書等の写しに係る写し、収支報告書等の写し又は書面若しくは書類の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面（以下「写し等」という。）の交付を受ける際、現金により納付しなければならない。ただし、写し等の送付を求める場合には、当該写し等の交付前に、納入通知書その他知事が定める方法により納付しなければならない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。